

令和2年11月26日開会

第720回むつ市教育委員会

## < 目 次 >

### < 事務局からの報告事項 >

報告第1号 令和3年むつ市成人式について (生涯学習課)

報告第2号 市指定有形文化財「原始謾筆風土年表」の所有者変更について  
(生涯学習課)

報告第3号 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について (総務課)

### < その他 >

## 令和3年むつ市成人式について

●日時

令和3年1月10日 日曜日 午後1時30分～

●会場

下北文化会館 大ホール

●参加対象

平成12年4月2日から平成13年4月1日生まれの方

●対象者と実績

男283人 女246人 合計529人（令和2年11月10日現在）

過去実績

	令和2年	平成31年	平成30年
男	215人	195人	225人
女	213人	218人	217人
計	428人	413人	442人

●予算

4,950,000円（500人×9,900円）

●財源

新型コロナウイルス感染症対策費寄附金

●昨年度からの主な変更点

- ・出席の新成人を対象にPCR検査を実施する。
- ・座席は指定席とする。
- ・ご家族等は会場に入れません。（特別な事情がある場合を除く）
- ・感染症対策を講じて式典を開催する。
- ・会食や催し物は中止とする。

●検討事項

- ・感染状況に応じて中止とする場合のタイミングと基準。

市指定有形文化財「原始謾筆風土年表」の所有者変更について

市内の個人が所有する市指定有形文化財「原始謾筆風土年表」について、所有者変更届が提出された。

●旧所有者

村林 一彦 氏

●新所有者

村林 秀子 氏

●変更日

令和2年10月15日(木)

●変更自由

旧所有者が死去したため。



令和 2 年 10 月 15 日



むつ市教育委員会  
教育長 氏家 剛 殿

所有者 住所 むつ市大畑町東町 23  
氏名 村林 秀子



### むつ市指定文化財の所有者変更について

むつ市指定文化財の所有者変更について、むつ市文化財保護条例第 18 条第 1 号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

### 記

1. 指定文化財の名称及び員数 原始謄筆風土年表 50 冊 附 木箱 1 箱
2. 指定年月日 平成 24 年 3 月 8 日
3. 旧所有者の氏名又は名称及び住所  
氏名: 村林 一彦  
住所: むつ市大畑町東町 23
4. 新所有者の氏名又は名称及び住所  
氏名: 村林 秀子  
住所: むつ市大畑町東町 23
5. 変更の年月日 令和 2 年 10 月 15 日
6. 変更事由 旧所有者が死去したため。

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について

### 1. 時系列及び現状（前回報告後から）

10月30日（金） 学生等支援金振込

11月30日（月） 学生等支援金振込（予定）

### 2. むつ市学生等緊急支援事業

10月31日（土）時点で申請のあった者に対し、11月30日付けで給付又は貸与を行う。

区分	想定数	申請件数(10/31時点)	前回報告比	申請率	給付予定金額
給付	98名	98名	0	100%	2,700,000
貸与	200名	19名	+4	9.5%	1,380,000

※貸与者19名のうち1名は貸与を年度途中から辞退。

### 3. 参考資料

#### ○発送文書

11.4 むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部決定に伴う各種取扱い等について

む教総第1722号  
令和2年11月4日

各小中学校校長 様

むつ市教育委員会  
教育長 氏 家 剛  
(公印省略)

第34回むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の  
結果に基づく各種取扱い等について

令和2年11月2日開催の第34回むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部会議における結果に基づき、これまで市教育委員会より通知させていただきました各種取扱い等について、別紙のとおり今後の取扱い等との比較一覧を作成いたしましたのでお知らせいたします。

前回の通知以降における、新型コロナウイルス感染症の発生状況を勘案し、私用旅行等の制限を別紙のとおり変更いたします。変更後におきましても、一人ひとりが国の示す「新しい生活様式の実践例」に基づき行動するようお願いいたします。

県内の移動につきましても、現在の感染症の発生状況を十分に認識いただき、外出する際には、感染対策について十分留意願います。

なお、本通知に伴う変更は「当面の間」とし、今後の取扱い等につきましては、国内での感染の状況や政府の対応により判断し、通知することとなります。

**【担 当】**

事務局総務課 総務・学務グループ

電 話 22-1111 (内線3110・3116)

市教育委員会からの通知に係る今後の取扱いについて

(別紙)

対象	行動内容	9月23日からの制限	11月4日からの制限	変更点
児童生徒(在校生)	私用旅行	旅行先の感染情報について十分情報を収集し、各自慎重に判断すること。 旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「県外旅行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。 県内への旅行についても、感染予防等に努めること。	旅行先の感染情報について十分情報を収集し、各自慎重に判断すること。 むつ市を含む下北管外※1への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。 県内への旅行についても、感染予防等に努めること。	県外旅行を実施した場合 県外旅行等実施報告書の提出 ↓ むつ市を含む下北管外※1への旅行を実施した場合 旅行等実施報告書の提出
	検温	実施 37℃以上で出校見合わせ 出席停止扱い。	実施 37℃以上で出校見合わせ 出席停止扱い。	変更なし
	マスク	学校教育活動においては、原則マスクを着用。	学校教育活動においては、原則マスクを着用。	変更なし
	県外在住者との接触	接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による担任への報告及び体調管理に留意すること。	接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による担任への報告及び体調管理に留意すること。	変更なし
児童生徒(転入生)	むつ市内への転入	県外からの転入者に関しては、口頭により担任へ報告し、体調管理に留意すること。	県外からの転入者に関しては、口頭により担任へ報告し、体調管理に留意すること。	変更なし
県費負担教職員	私用旅行	旅行先の感染情報について十分情報を収集し、各自慎重に判断すること。 旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「県外旅行等実施報告書」を用いて校長へ報告すること。 県内への旅行についても、感染予防等に努めること。	旅行先の感染情報について十分情報を収集し、各自慎重に判断すること。 むつ市を含む下北管外※1への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて校長へ報告すること。 県内への旅行についても、感染予防等に努めること。	県外旅行を実施した場合 県外旅行等実施報告書の提出 ↓ むつ市を含む下北管外※1への旅行を実施した場合 旅行等実施報告書の提出
	出張	出張先の感染情報について十分情報を収集し、真に必要と校長が認める場合のみ可とする。 感染予防等に努め、体調管理に留意すること。	出張先の感染情報について十分情報を収集し、真に必要と校長が認める場合のみ可とする。 感染予防等に努め、体調管理に留意すること。	変更なし
	検温	実施。 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	実施。 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	変更なし
	県外在住者との接触	接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による校長への報告をし、「むつ市へ来訪される皆様へ」を校長へ提出すること。 体調管理に留意すること。	接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による校長への報告をし、「むつ市へ来訪される皆様へ」を校長へ提出すること。 体調管理に留意すること。	変更なし
学校給食調理員 学校給食作業員	私用旅行	旅行先の感染情報について十分情報を収集し、各自慎重に判断すること。 旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「県外旅行等実施報告書」を用いて校長へ報告すること。 県内への旅行についても、感染予防等に努めること。	旅行先の感染情報について十分情報を収集し、各自慎重に判断すること。 むつ市を含む下北管外※1への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて校長へ報告すること。 県内への旅行についても、感染予防等に努めること。	県外旅行を実施した場合 県外旅行等実施報告書の提出 ↓ むつ市を含む下北管外※1への旅行を実施した場合 旅行等実施報告書の提出
	検温	実施。 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	実施。 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	変更なし
	県外在住者との接触	接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による校長への報告をし、「むつ市へ来訪される皆様へ」を校長へ提出すること。 体調管理に留意すること。	接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による校長への報告をし、「むつ市へ来訪される皆様へ」を校長へ提出すること。 体調管理に留意すること。	変更なし
スクールサポーター 小中一貫教育非常勤講師 学校用務員 外国語指導助手	私用旅行	旅行先の感染情報について十分情報を収集し、各自慎重に判断すること。 旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「県外旅行等実施報告書」を用いて校長へ報告すること。 県内への旅行についても、感染予防等に努めること。	旅行先の感染情報について十分情報を収集し、各自慎重に判断すること。 むつ市を含む下北管外※1への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて校長へ報告すること。 県内への旅行についても、感染予防等に努めること。	県外旅行を実施した場合 県外旅行等実施報告書の提出 ↓ むつ市を含む下北管外※1への旅行を実施した場合 旅行等実施報告書の提出
	検温	実施。 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	実施。 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	変更なし
	県外在住者との接触	接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による校長への報告をし、「むつ市へ来訪される皆様へ」を校長へ提出すること。 体調管理に留意すること。	接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による校長への報告をし、「むつ市へ来訪される皆様へ」を校長へ提出すること。 体調管理に留意すること。	変更なし

対応変更



対象	行動内容	9月23日からの制限	11月4日からの制限	変更点
(参考)むつ市職員	私用旅行	旅行先の感染情報について十分情報を収集し、各自慎重に判断すること。 旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「県外旅行等実施報告書」を用いて所属長及び部局長へ報告すること。 県内への旅行についても、感染予防等に努める。	旅行先の感染情報について十分情報を収集し、各自慎重に判断すること。 むつ市を含む下北管外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「出張・私用旅行報告書」を用いて所属長及び部局長へ報告すること。 県内への旅行についても、感染予防等に努める。	県外旅行を実施した場合 県外旅行等実施報告書の提出 ↓ むつ市を含む下北管外※1への 旅行を実施した場合 出張・私用旅行報告書の提出
	出張	出張先の感染情報について十分情報を収集し、真に必要と部局長が認める場合のみ可とする。 感染予防等に努め、体調管理に留意すること。	出張先の感染情報について十分情報を収集し、真に必要と部局長が認める場合のみ可とする。 感染予防等に努め、体調管理に留意すること。	変更なし
	他地域在住者との接触	接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、チェックリストにより所属長及び部局長への報告及び体調管理に留意すること。	接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、チェックリストにより所属長及び部局長への報告及び体調管理に留意すること。	変更なし
	検温	実施。 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	実施。 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	変更なし

※1「むつ市を含む下北」とは「むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村」を言う。

(注意1) 市外出張、市外旅行を実施する際は新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を活用するよう御協力をお願いいたします。

(注意2) 接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断し、感染症拡大防止に御協力をお願いいたします。

む教総第1722号  
令和2年11月4日

保護者の皆様

むつ市教育委員会  
教育長 氏 家 剛  
(公印省略)

第34回むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の  
結果に基づく各種取扱い等について

令和2年11月2日開催の第34回むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部会議における結果に基づき、これまで市教育委員会より通知させていただきました各種取扱い等について、別紙のとおり今後の取扱い等との比較一覧を作成いたしましたのでお知らせいたします。

前回の通知以降における、新型コロナウイルス感染症の発生状況を勘案し、私用旅行等の制限を別紙のとおり変更いたします。変更後におきましても、一人ひとりが国の示す「新しい生活様式の実践例」に基づき行動するようお願いいたします。

県内の移動につきましても、現在の感染症の発生状況を十分に認識いただき、外出する際には、感染対策について十分留意願います。

子どもたちの健康、安全を第一に考えた取組でありますことをご理解及びご協力くださるようお願いいたします。

なお、本通知に伴う変更は「当面の間」とし、今後の取扱い等につきましては、国内での感染の状況や政府の対応により判断し、通知することとなります。

**【担 当】**

事務局総務課 総務・学務グループ

電 話 22-1111 (内線3110・3116)

市教育委員会からの通知に係る今後の取扱いについて(R2.11.4～)

(別紙)

対象	行動内容	これまでの対応	今後の対応	変更点
児童生徒(在校生)	<p>私用旅行</p>	<p>旅行先の感染情報について十分情報を収集し、各自慎重に判断すること。旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「県外滞在報告書」を用いて報告すること。県内への旅行についても、感染予防等に努めること。</p>	<p>旅行先の感染情報について十分情報を収集し、各自慎重に判断すること。むつ市を含む下北管外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて報告すること。県内への旅行についても、感染予防等に努めること。</p>	<p>県外旅行を実施した場合 ↓ 県外滞在報告書の提出 むつ市を含む下北管外への旅行を実施した場合 旅行等実施報告書の提出</p>
	検温	<p>実施。 37℃以上で出校見合わせ 出席停止扱い。</p>	<p>実施。 37℃以上で出校見合わせ 出席停止扱い。</p>	変更なし
	マスクの着用	<p>学校教育活動においては、原則マスクを着用。</p>	<p>学校教育活動においては、原則マスクを着用。</p>	変更なし
	県外在住者との接触	<p>接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。県外在住者との接触については、口頭による担任への報告及び体調管理に留意すること。</p>	<p>接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。県外在住者との接触については、口頭による担任への報告及び体調管理に留意すること。</p>	変更なし

※1「むつ市を含む下北」とは「むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村」を言う。

備考 市外への私用旅行をする際は新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を活用するよう御協力をお願いいたします。  
接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断し、感染症拡大防止に御協力をさせていただきます。

(様式)

## 旅行等実施報告書

小(中)学校

氏名

期 間			同行者	どこに
				旅行等内容
例 11月4日	～	11月5日	母	青森市 青森県立中央病院へ通院
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		

令和2年11月4日以降、むつ市を含む下北管外へ旅行等を行った場合はご記入いただき、学級担任へ提出して下さるようお願いいたします。

## むつ市へ来訪される皆様へ

新型コロナウイルスの感染拡大に際し、当市では県外から来訪（帰省等）される皆様へ、以下の項目について確認させていただいております。  
 お手数ですが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

- 新型コロナウイルス感染者または感染が疑われる方と接触はない。
- 2週間以内に平熱を超える発熱はない。
- 咳、たん、息苦しさなどの症状はない。
- 嗅覚、味覚に異常を感じていない。
- 2週間以内に海外への渡航歴はない。
- 2週間以内に感染リスクの高い場所へは行っていない。  
 （例：ライブハウス、スポーツジム、接待を伴う飲食店等）

来訪者	居住地	都道府県	市区町村
	氏名		
	続柄又は会社名		
	目的		

.....

**【関係者記入欄】**

小（中）学校		
来訪者	関係者	